

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
ガス料金および電気料金の特別措置の対応について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2021年1月7日に内閣総理大臣から神奈川県を対象とした特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことに伴い、特別措置としてガスならびに電気料金の支払期限等の延長を実施いたします。

(1)対象となるお客さま

①当社とガスまたは電気を契約しており、緊急小口資金・総合支援資金[※]の貸付を受けていて当社にお申し込みをされたお客さま。または、住居確保給付金[※]等の給付を受けていて当社にお申し込みをされたお客さま。

※ 緊急小口資金・総合支援資金・住居確保給付金については、厚生労働省「生活福祉資金の特例貸付・住居確保給付金」をご確認下さい。当社への申込の際に、決定通知書または申込書（写）等をご提示いただきます。

②今回の新型コロナウイルスによる影響を受けたことが原因で、一時的にガス・電気料金の支払いに困難であると当社が判断したお客さま。

(2)ガス料金および電気料金について

【都市ガス料金・コミュニティーガス（旧簡易ガス）料金】

2021年1月及び2月検針分のガス料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。
(2021年1月及び2月検針分のガス料金については、早収料金適用期間も30日間延長いたします。)

【LPガス料金】

2021年1月及び2月検針分のガス料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

【電気料金（低圧）】

①ガス料金とセットのお客さま

ガス料金 2021年1月及び2月検針分と同時のタイミングでお支払いいただく2020年12月及び2021年1月の電気料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

②電気料金（低圧）のみご契約のお客さま

2021年1月及び2月の電気料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

特別措置のお申込み先

厚木ガス株式会社 お客さま部 料金課
電 話 046-297-5511
受付時間 平日 8:30 ~ 17:00